

議案第40号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(1の2) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき 10,400円

(2)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 11,600円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(1の2) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき 7,000円

(2)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受

験願書を提出する場合」という。) にあっては、1件につき 11,100円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 10,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 9,800円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき 11,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 11,100円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 11,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 11,100円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 10,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 9,800円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき 9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,500円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき 7,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、

験願書を提出する場合」という。) にあっては、1件につき 8,800円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,200円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,800円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,800円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき 8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,200円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき 7,900円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき 7,400円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき 6,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、

1 件につき 6,700 円)

(146)～(158) 略

(159) 電気工事士法施行令第 5 条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1 件につき 2,700 円

(160)～(164) 略

(165) 液化石油ガス法第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が 1 万戸以上の場合 1 件につき 98,000 円

(166) 略

(167) 液化石油ガス法第 37 条の 2 第 1 項（液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 貯蔵施設又は特定供給設備 1 件につき 15,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額

1 件につき 5,700 円)

(146)～(158) 略

(159) 電気工事士法施行令第 5 条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1 件につき 2,100 円

(160)～(164) 略

(165) 液化石油ガス法第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が 1 万戸以上の場合 1 件につき 110,000 円

(166) 略

(167) 液化石油ガス法第 37 条の 2 第 1 項（液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 1 件につき 17,000 円に変更に係る貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の数を乗じた額

イ 充てん設備 1件につき17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じた額

(168)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき22,700円）

(174)～(306) 略

(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき8,200円

(308)～(328) 略

2 略

(168)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき21,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき20,900円）

(174)～(306) 略

(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき7,000円

(308)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第159号の改正規定は、同年7月1日から施行する。